

御殿場市富士山火山避難計画の概要について

第1章 総論

旧計画（御殿場市富士山火山広域避難計画）の改定と目的等について（P1）

1 改定の経緯

富士山火山防災対策協議会では令和3年3月に富士山噴火に関する様々な研究・調査による新たな知見に基づき富士山ハザードマップを改定した。

新ハザードマップでは、溶岩流が市街地に到達する時間が短くなったほか、被害対象区域が拡大したことから、避難対象人数が増加した。

また、いつ噴火するかわからない等不確実性の要素が多い富士山の火山災害では、旧計画において想定してきた、広域避難では、多くの住民が遠方まで避難することが必ずしも効果的とは言えないことから、近隣への避難により可能な限り通常の生活を維持できるよう「いのちを守るための避難を最優先し、くらしを守るための避難についても可能な限り配慮」することを目指す「富士山火山避難基本計画」を策定した。

このことを踏まえ、当市においても、平成27年3月に策定した「御殿場市富士山火山広域避難計画」を新たな想定や基本計画の趣旨に基づくとともに、当市の特徴である分水嶺を有する地形、道路、行政区等の地域特性を反映させた避難計画に改定し、名称も「御殿場市富士山火山避難計画」と改称する。

2 計画の目的

本計画は富士山噴火における噴火警戒レベルが引き上げた場合に実施する避難対策、避難後の対策について定め、これらの避難対策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2章 対象となる噴火現象の概要

1 富士山ハザードマップによる噴火現象の概要（P4）

溶岩流、火砕流・火災サージ、大きな噴石、融雪型火山泥流、降灰・小さな噴石の当市への影響を踏まえた火山現象の概要について掲載した。

溶岩流では新たな噴火口として演習場内である印野地先の平塚が確認され、想定火口範囲が広がったことや詳細な地図データによる噴火シミュレーションを行った結果、溶岩流が早く流れる結果となり、当市でも印野地区だけではなく原里地区（板妻、神場、保土沢）においても噴火から3時間で到達する地域が確認

された。

一方で、御殿場富士公園線（県道23号線）沿いが黄瀬川と鮎沢川の分水嶺となっており、西は桜公園付近、東はアウトレット、南は南学校給食センターで囲まれた御殿場の中心市街地を包含した地域（東山、二の岡、新橋、永原、森之腰、矢崎）では溶岩流が流下外となり、避難地となる地域（以下「デルタ地域」という。）があることが明確に確認された。

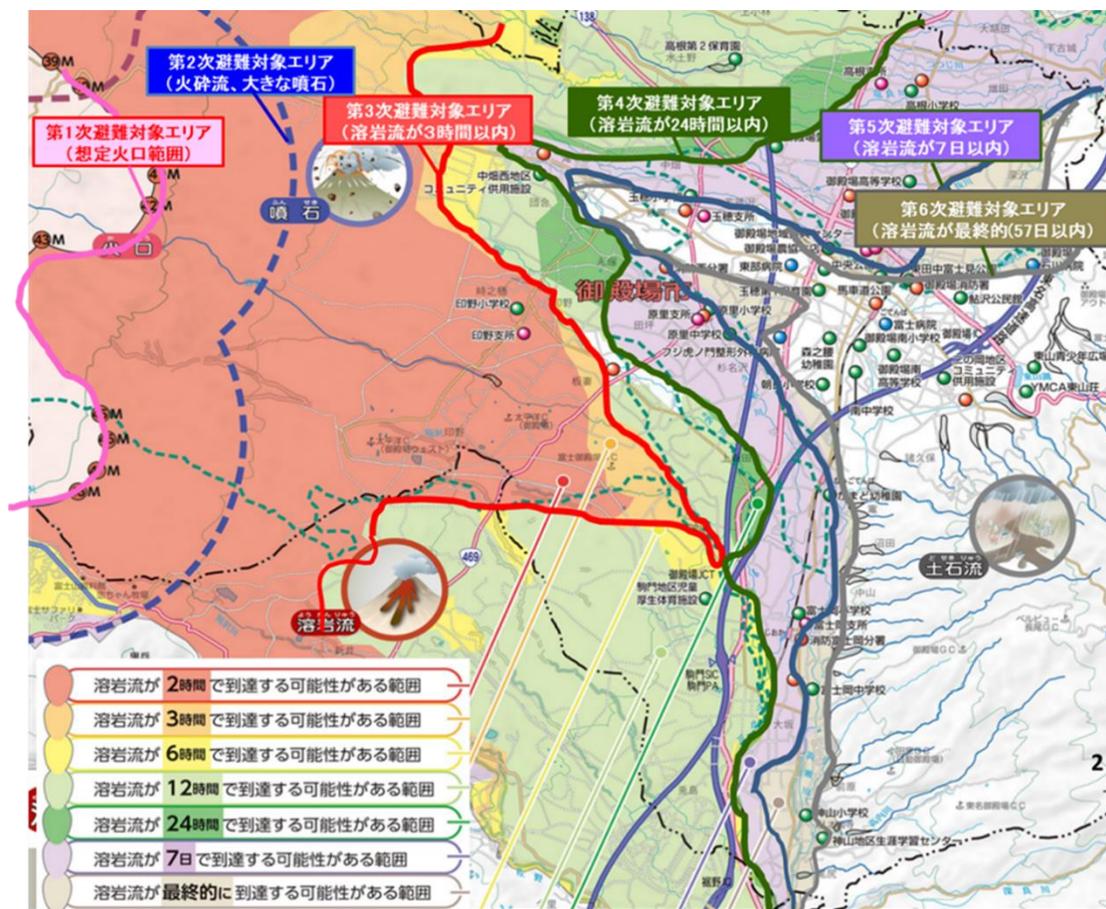
第3章 基本方針（計画の前提条件）

1 溶岩流等の避難対象エリア（P9）

（P9表3-1）溶岩流等避難対象エリアの設定

避難対象	対象とする範囲（可能性マップの示す範囲）
影響想定範囲	可能性マップの示す範囲（火口形成、火砕流・火砕サージ、大きな噴石、溶岩流）
第1次避難対象エリア	想定火口範囲
第2次避難対象エリア	火砕流・火砕サージ、大きな噴石が到達する可能性のある範囲
第3次避難対象エリア	溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲
第4次避難対象エリア	溶岩流が24時間以内に到達する可能性がある範囲
第5次避難対象エリア	溶岩流が7日間以内に到達する可能性がある範囲
第6次避難対象エリア	溶岩流が最終的（最大で57日間）に到達する可能性がある範囲

(P 10 図 3-1) 溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア



2 富士山の噴火警戒レベル（P 1 1）

（P 1 2）参考 富士山の噴火警戒レベルについて

平成19年12月1日運用開始

富士山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (ゾーン)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 宝永（1707年）噴火の事例 12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に推積 その他の噴火事例 貞観噴火（864～865年）： 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火（800～802年）： 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達 ●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）。 宝永（1707年）噴火の事例 12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）： 地震多発、東京など広域で揺れ
		火口から居住地域近くまで	4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。 宝永（1707年）噴火の事例 12月14日まで（噴火開始数日前）： 山麓で有感となる地震が増加
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。 宝永（1707年）噴火の事例 12月3日以降（噴火開始十数日前）： 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
		火口内等	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。 過去事例 該当する記録なし
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場合は現時点で特性されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。

注3) 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会作成）で示された範囲を指す。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。
<https://www.jma.go.jp/>

気象庁
Japan Meteorological Agency
令和3年12月

3 噴火シナリオと避難対象ステージ (P 1 3)

平時から噴火、火山活動の終息まで段階に応じた対応を関係機関と共有できるような噴火シナリオを掲載した。

この噴火シナリオにおいて、避難対応を段階ごとに「避難対応ステージ」として区分し、ステージ4を最も緊急度の高い対応として一般住民、避難行動要支援者とも避難とした(表3-2)。なお、「避難対応ステージ」は1から順番に引き上げられるものではないことに留意し、各地域で必要となる避難対策を確認する必要がある。

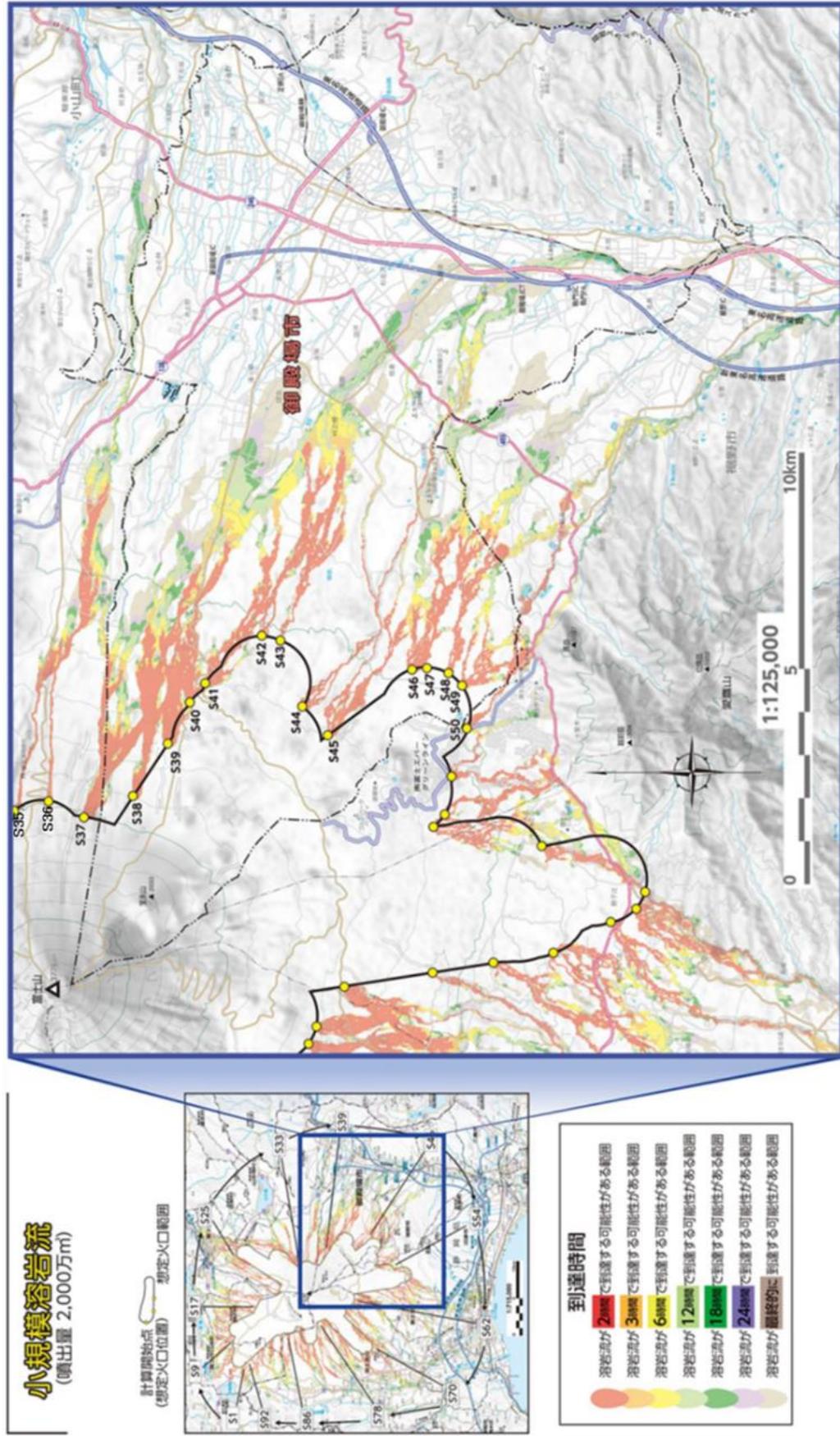
(P 1 4表3-3) 噴火シナリオ

噴火警戒レベル	解説情報(臨時)	3	4	5	噴火後			
噴火までの推移の一例	火山活動の異常～噴火開始前 ・火山性地震の深部浅部へ上昇 ・マグマの浅部への上昇に伴う地殻変動を観測	噴火直前		噴火直前 ・顕著な地殻変動と地震活動	噴火の発生～終息まで ・大規模噴火の発生 ・大規模な溶岩流の流下		降灰後～数十年 ・降灰後土石流の発生	
宝永噴火時の推移(参考)		噴火前十数日 山中で地震鳴動の発生	噴火前前日 山麓で有感地震が増加	噴火前日～直前 有感地震が多発広域的な揺れが発生	15日間 大規模噴火の発生 小さな噴石や火山灰が広範囲に堆積		降灰後～数十年 降灰後土石流の発生	
基本的な応急対策	・情報収集体制 ・自主的な分散避難の呼びかけ ・避難所開設準備 ・情報伝達方法確認	・災害対策本部設置 ・入山規制 ・警戒区域の設定を検討 ・避難所設置(状況に応じて順次拡大) ・【積雪期】融雪型火山泥流から立ち退き避難が必要となる区域では第3次避難対象エリアの避難開始基準に準じて避難を実施する。 ・観光客等に対してはレベル3の時に帰宅を呼びかける。			・災害対策本部の設置等 ・噴火口の位置、流下方向(溶岩流の有無)の特定 避難期間が長期化する場合、ホテル等の宿泊施設を避難所として借り上げるなどの対応により避難者の負担軽減を図る。 ・溶岩流、融雪型火山泥流の流下方向により、必要な範囲に避難指示		・状況に応じ避難を解除 ・土石流想定氾濫区域等 ・降雨時警戒避難 ・復興方針検討	
社会情勢		報道の過熱 報道関係者が増加 離れる人の増加・渋滞・帰宅困難者の発生 通信の混乱・不確実な情報の拡大(デマ情報)等			応援部隊・ボランティアの活動本格化 物流の停滞・物資不足 観光客の減少			
避難対象エリア	解説情報(臨時)	住民の避難対応			噴火直後	流下状況判明後	避難先	
第1次避難対象エリア	自主的な分散避難	ステージ4	⇒	⇒	噴火発生			
第2次避難対象エリア		ステージ2	ステージ4	⇒				
第3次避難対象エリア		ステージ1	ステージ3	⇒		流下パターン避難	RT HMIによる避難	各流下パターンの指定避難所
第4次避難対象エリア		情報収集体制	ステージ1	⇒		流下パターン避難	RT HMIによる避難	各流下パターンの指定避難所
第5次避難対象エリア		情報収集体制	情報収集体制	ステージ1			RT HMIによる避難	市内避難所または広域避難
第6次避難対象エリア		情報収集体制	情報収集体制	ステージ1			RT HMIによる避難	市内避難所または広域避難
融雪型火山泥流		ステージ2	ステージ3	⇒	ステージ4		市内指定避難所	

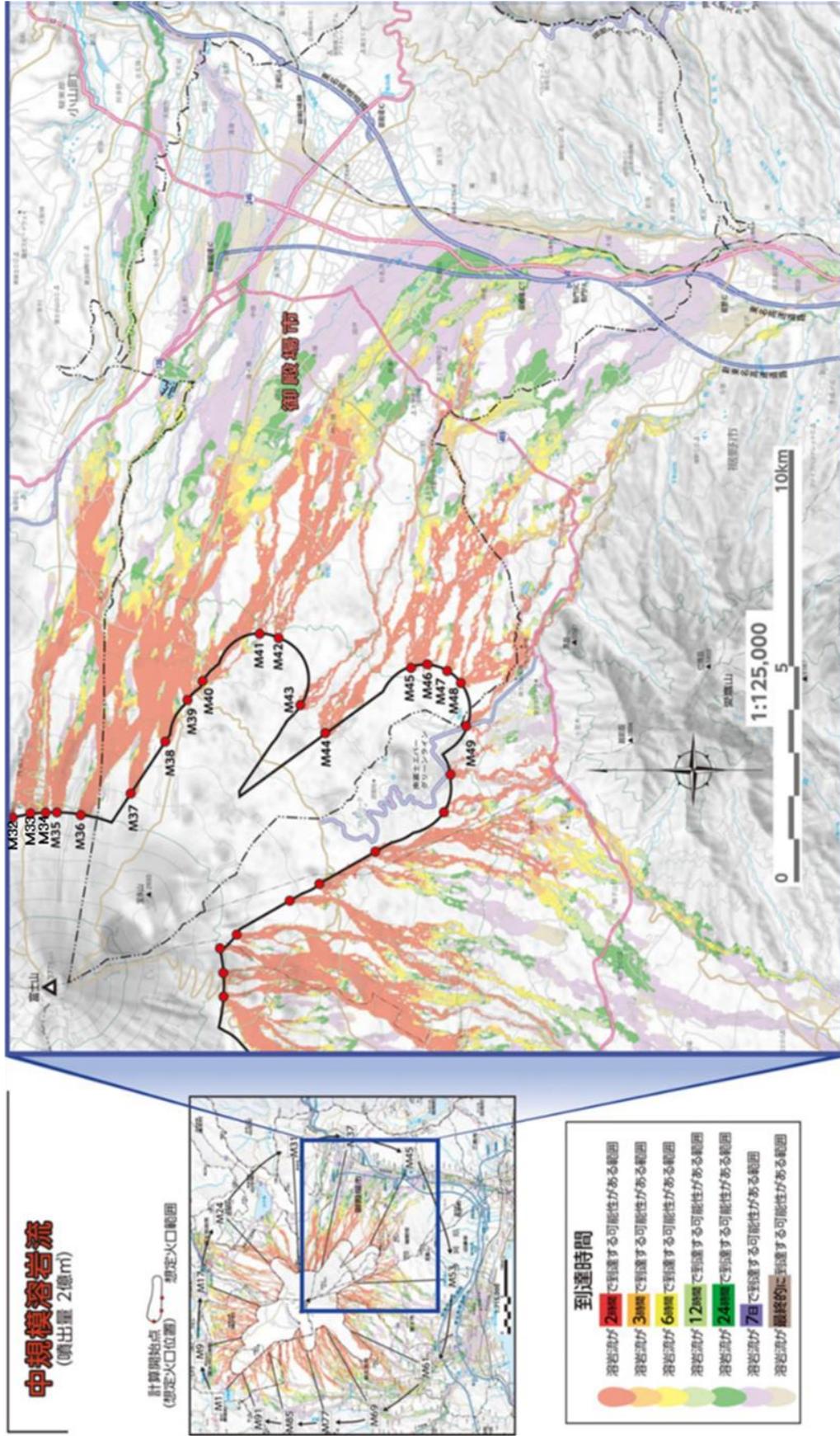
4 溶岩流ドリルマップ重ね合わせ図 (P 1 6)

富士山ハザードマップにより示された溶岩流ドリルマップの小規模、中規模、大規模溶岩流のそれぞれの重ね合わせ図を掲載。

(P17 図3-2) 小規模溶岩流のドリルマップの重ね合わせ図 (番号S37~S50)



(P18図3-3) 中規模溶岩流のドリルマップの重ね合わせ図 (番号M35~M)

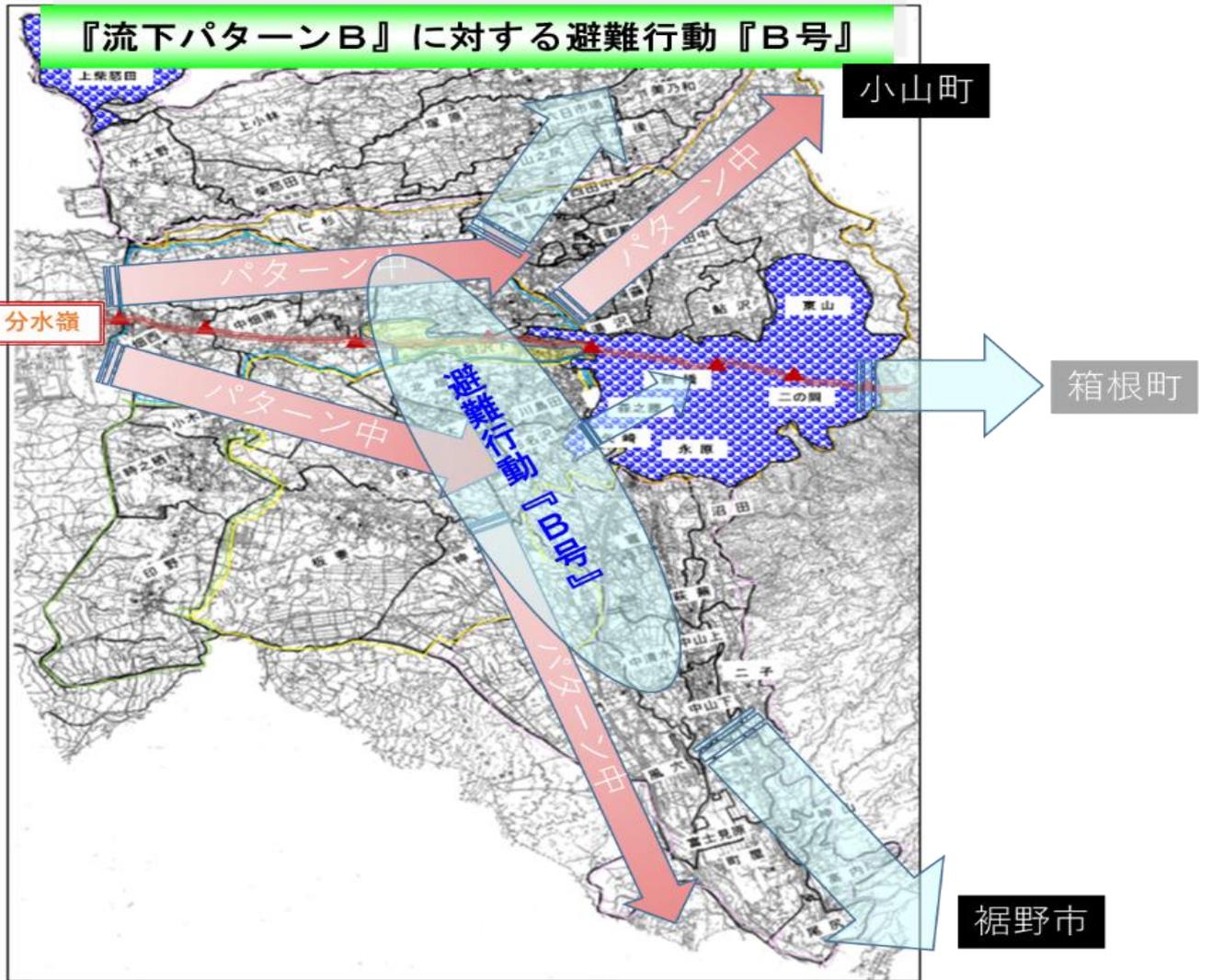


5 流下パターンによる避難（噴火開始直後）（P 20）

噴火時に悪天候等で正確な噴火口の位置が特定できず、その特定に時間を要する場合に、県は流下パターンによる避難を発表する。（P 22 図3-6） 当市の場合は分水嶺の影響から、溶岩流の流れは、分水嶺の北を流れ、避難対象区は高根・玉穂・御殿場地区の一部となる「流下パターンA」、分水嶺を境に南と北、両方に流れ、全地区が避難対象となる「流下パターンB」、分水嶺の南側を流れ、避難対象地区は印野、原里、富士岡、玉穂の一部となる「流下パターンC」の3つに大別される。

（P 21 図3-5） 溶岩流の流下パターンを区分した想定火口範囲





6 リアルタイムハザードマップ（RTHM）による避難（P25）

噴火時に火口位置が精度良く特定でき噴火現象が判明した場合には、国土交通省が発表するリアルタイムハザードマップ（RTHM）に基づき溶岩流の影響範囲から避難する。

7 避難対象者の区分と避難手段（P25）

避難対象者の区分

区分	避難対象者
一般住民	御殿場市内に居住する住民(避難行動要支援者を除く。)
避難行動要支援者	自分や家族の支援だけでは避難できない高齢者や障害者で、避難行動要支援者名簿に記載された者
観光客等	御殿場市に訪れた観光客・登山者・通勤・通学者等

避難手段

区分	自家用車の有無	避難手段
一般住民	あり	原則徒歩
	なし	
避難行動要支援者	あり	自家用車
	なし	市、県が手配したバス等の車両
観光客等	あり	自家用車
	なし	公共交通機関等入域した手段

8 第3次～6次避難対象エリア毎の推計避難者数と影響のあるドリルマップ（P25）

市内の3つの流下パターンごとに第3次～6次避難対象エリアの対象避難者数、避難車両数の見積もりと、各区に影響のある溶岩流ドリルマップの番号を掲載した。

9 溶岩流の流下に伴う避難エリア別避難等開始基準（P33）

第3次～第6次避難対象エリアごとに避難開始時期を（P34表3-14）のとおり示す。

(P34表3-14) 溶岩流の流下に伴う避難対象エリア別避難等開始基準

避難対象エリア	避難者の属性	解説情報(臨時)	レベル3	レベル4	レベル5	噴火直後	噴火状況判明後
第1次	観光客等	帰宅 (登山者は下山)					
第2次	観光客等	帰宅(市内全域に滞在する観光客等)					
第3次	要支援者	情報収集	避難準備	避難開始(全方位)			
	一般住民		情報収集	避難準備	避難準備	避難開始(パターン避難)	
第4次	要支援者	情報収集	情報収集	避難準備	避難準備	避難開始(パターン避難)	
	一般住民			避難準備	避難準備	避難開始(パターン避難)	
第5次	要支援者	情報収集	情報収集	情報収集	避難準備	避難準備	避難開始(RTHMもしくはドリルマップによる必要な範囲)
	一般住民				情報収集	避難準備	
第6次	要支援者	情報収集	情報収集	情報収集	避難準備	避難準備	
	一般住民				情報収集	避難準備	

10 避難指示等発令のタイミング (P35)

避難指示等の対応は気象庁の防災情報、県からのパターン避難、国土交通省のRTHMなどの情報をトリガーとして、市民、観光客等に対し噴火予兆から噴火するまでの火山活動状況ごとに避難対象を絞った避難指示を実施する。

第4章 情報伝達

1 市民等への情報伝達・広報(P 36)

避難者等に対する情報伝達文例を掲載

2 報道対応(P 38)

第5章 防災体制

1 市の配備体制(P 39)

市は、噴火警戒レベルに応じて、火山活動状況に応じた防災体制をとり、避難等の防災対応にあたる。火山の活動に応じた市の体制・対応等について掲載する。

2 受け入れ市町の体制(P 41)

3 合同会議(P 41)

噴火警戒レベルが4以上に引き上げられ、政府現地災害対策室が設置された場合には、政府現地災害対策室を議長とする火山災害警戒合同会議が、必要と判断した場合に開催される。

市は合同会議が開催された場合、それに参加し、国と火山活動状況や被害情報等について情報共有を行うとともに、災害対応について協議を行う。

第6章 事前対策

1 避難促進施設(P 43)

市は、活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号および協議会の統一基準に基づき、対象となる施設を避難促進施設として御殿場市地域防災計画に位置付ける。

2 学校・児童関連施設の避難対策(P 43)

噴火警戒レベルが3に引き上げられた時点で、市内の学校・児童関連施設は速やかに休校等の措置を行う。

各学校・児童関連施設は、平常時から保護者への具体的な引き渡し方法や立地条件に応じた児童・生徒等の安全対策を検討しておく。

3 防災啓発と訓練(P 44)

4 備蓄品の確保(P 45)

第7章 当市の富士山噴火における避難の考え方

1 事前避難(P 4 6)

噴火警戒レベル1 解説情報(臨時)から噴火警戒レベル3までの間に自主的な分散避難について市民に呼びかける。なお、この段階での避難は地域に関わらず自家用車での移動が可能。

2 溶岩流からの避難(P 4 6)

(1) 噴火前の避難

噴火警戒レベル4が発表された場合、第3次避難対象エリア内の対象区的一般住民は情報収集体制をとり、避難行動要支援者は噴火前に、個別避難計画に基づき避難する。個別避難計画による避難先が無い場合には、市で指定したYMC A東山荘6号館に避難する。

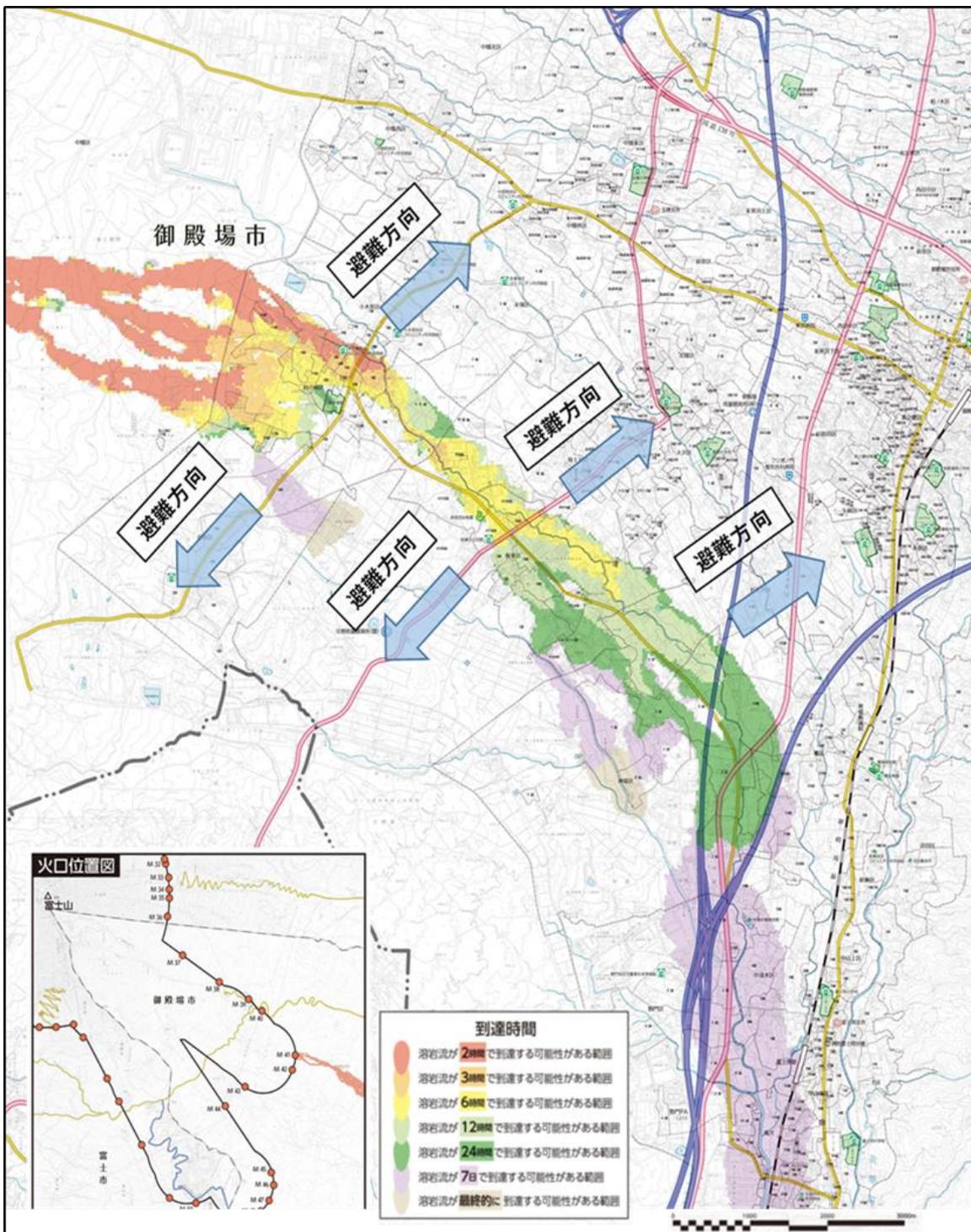
(2) 避難の考え方(P 4 7)

溶岩流からの避難は、遠方に避難することが必ずしも効果的ではなく、一斉に多くの住民を車両により避難させることにより生じる渋滞や降灰が生じると走行が困難となることに留意する必要がある。むしろ、近隣に避難場所を確保することで、住民の負担軽減や徒歩避難による渋滞抑制により円滑な避難が可能である。

(3) 避難方向(P 4 7 図7-1)

(P 4 8 図7-1)のように溶岩流の流下方向に対して直交方向に避難することで安全を確保することが可能であり、かつ、避難距離も短くなる。

(P 4 8 図 7 - 1) 溶岩流の流下方向に対して直交方向への避難イメージ



(4) 避難手段・避難先の考え方 (P 47) (P 49 図7-2)

溶岩流が居住地域まで流下すると、その速度は低下するとともに、流下範囲(幅)から離脱することで安全が確保可能であることから、一般住民は、自家用車ではなく、徒歩を組み込んだ避難体制を基本とする。

なお、徒歩による避難先は、一時的に安全確保が可能な避難所・避難場所(一時集結地)であり、それ以降、避難が拡大する必要がある場合には、市及び県が手配する車両により、市が指定する避難場所へ移動する。このため徒歩での移動は数百mから数km程度である。

高齢者や障害者などの避難行動要支援者は、個別避難計画に基づき避難する。個別避難計画が無い場合は、自家用車か市や県で用意するバス等により市が指定する避難所へ避難する。

(P 49 図7-2) 徒歩避難のイメージ

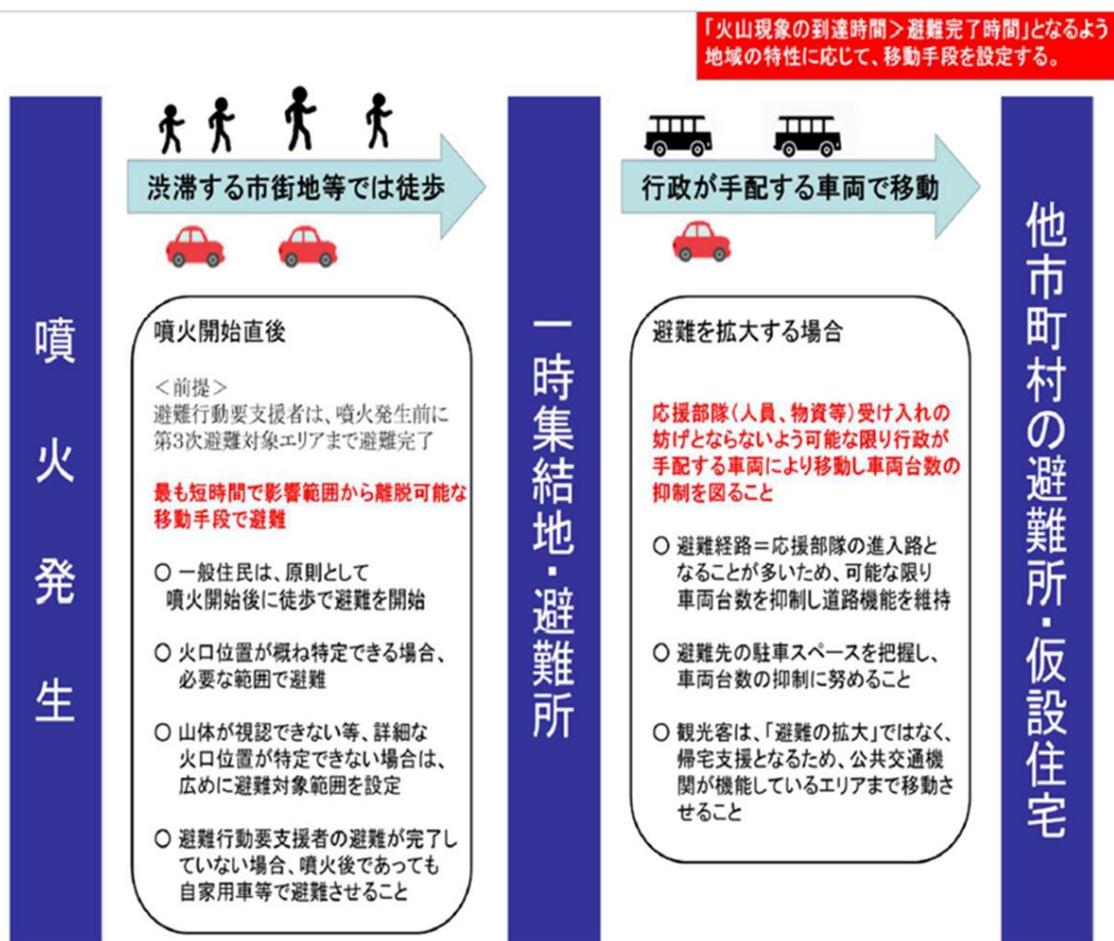


図 2-14 徒歩避難のイメージ

(5) 各区の事前確認

区は事前にハザードマップ等で区内における溶岩流の流下時間、流下範囲、避難対象世帯を把握するとともに、避難できる場所を確認しておく。

(6) 溶岩流の流下パターン別避難対象区(P 5 0) (P 5 0表7-3)

第3次から第6次避難対象エリアに属する区で、A、B、Cのどの流下パターンに該当するかは(P 5 0表7-3)とおおり。

(P 5 0表7-3) 溶岩流流下パターン別避難対象区

避難対象 エリア	溶岩流 到達時間	パターンA	パターンB	パターンC
3次	2時間			時之栖、印野、板妻
	3時間			保土沢、神場
4次	6時間		中畑西	小木原、駒門、中清水 風穴、大坂、町屋、尾尻
	12時間	柴怒田、仁杉 中畑北		杉名沢
	24時間	上小林、水土野 山之尻、中畑東	川柳、中畑南、小木原 時之栖、永塚	竈、富士見原
5次	7日	古沢、塚原、六日市場 清後、美乃和 西田中、北久原 御殿場、萩原 二枚橋、東田中 深沢、茱萸沢上 中畑西、中畑南	水土野、柴怒田 上小林、塚原、山之尻 六日市場、清後、仁杉、西田中 北久原、御殿場、萩原、中畑北 中畑東、茱萸沢上、保土沢 北畑、大沢、杉名沢、板妻 神場、竈、萩蕪、中山上 中山下、沼田、二子、駒門 中清水	中畑西、川柳、中畑南 中山下、神山、高内
6次	最終	栢ノ木	古沢、美乃和、栢ノ木、二枚橋 東田中、鮎沢、深沢、茱萸沢下 川島田、神山、高内、風穴 大坂、富士見原、町屋、尾尻	永塚、北畑、大沢 中山上、二子
到達の危険なし		東山、二の岡、新橋、湯沢、永原、森之腰、矢崎		

(7) 噴火後の防災情報 (P 5 1)

(8) 各区の避難先と避難方法 (P 5 1)

ア 第3・4次避難対象エリアの避難

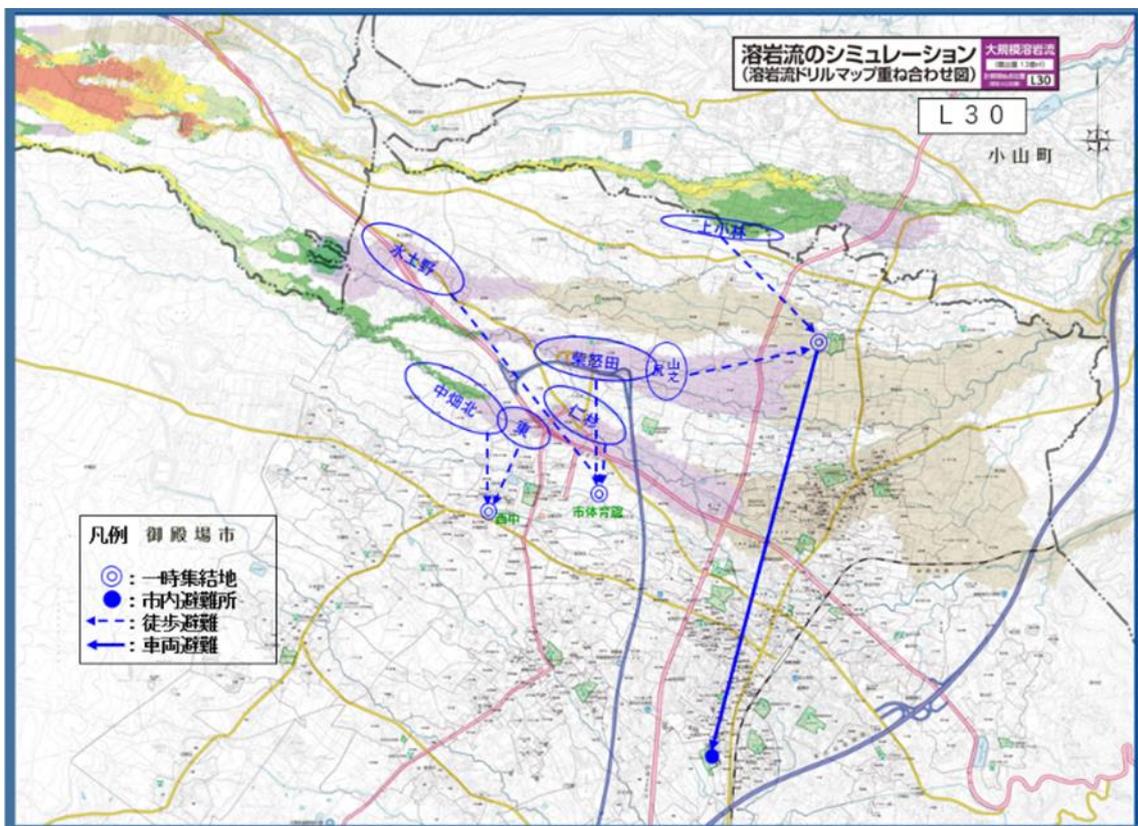
気象庁の観測及び関係機関からの情報を基に、火口の位置を概定し、県がこの情報に応ずるA、B、Cの流下パターンを発表する。なお、RTHM又は既存の溶岩流ドリルマップによる避難が決定されるまでは、このパターンによる避難を実施する。

※ 流下パターンA、B、Cの避難方法について (P 5 1～)

(P52表7-4) 流下パターンA 対象となる区及び避難先

避難対象区		一時集結地及び市内避難先候補地	
【第4次避難対象エリア】		【一時集結地（避難場所等）】	
12 時間	高根地区	柴怒田	→市体育館
	御殿場地区	仁杉	→市体育館
	玉穂地区	中畑北	→西中
24 時間	高根地区	水土野	→市体育館
		上小林、山之尻	→高根中
	玉穂地区	中畑東	→西中
		さらなる避難 	
		【市内避難先候補地】 教育支援センター、印野小、樹空の森、駒門地区児童厚生体育施設、中畑西区コミセン、竈幼稚園、富士岡小、富士岡中、原里小、原里中、神山小、神山地区生涯学習センター、南中、御殿場南小、御殿場南高、鮎沢公民館、YMCA東山荘(体育館)、二の岡地区コミセン、森之腰幼稚園、朝日小、玉穂第1保育園、浄化センター、けやき館 国立中央青少年交流の家	
上記の区内の避難行動要支援者		【福祉避難所】 富岳の園、富岳の郷、オレンジシャトー富岳、さくら学園、野菊寮、白雪、すずらん 【御殿場旅館同業組合】 レンブランドプレミアム富士御殿場、スーパーホテル御殿場Ⅰ号、マースガーデンウッド御殿場、スーパーホテル御殿場Ⅱ号、くれたけ御殿場インター、(ホテル時之栖)	

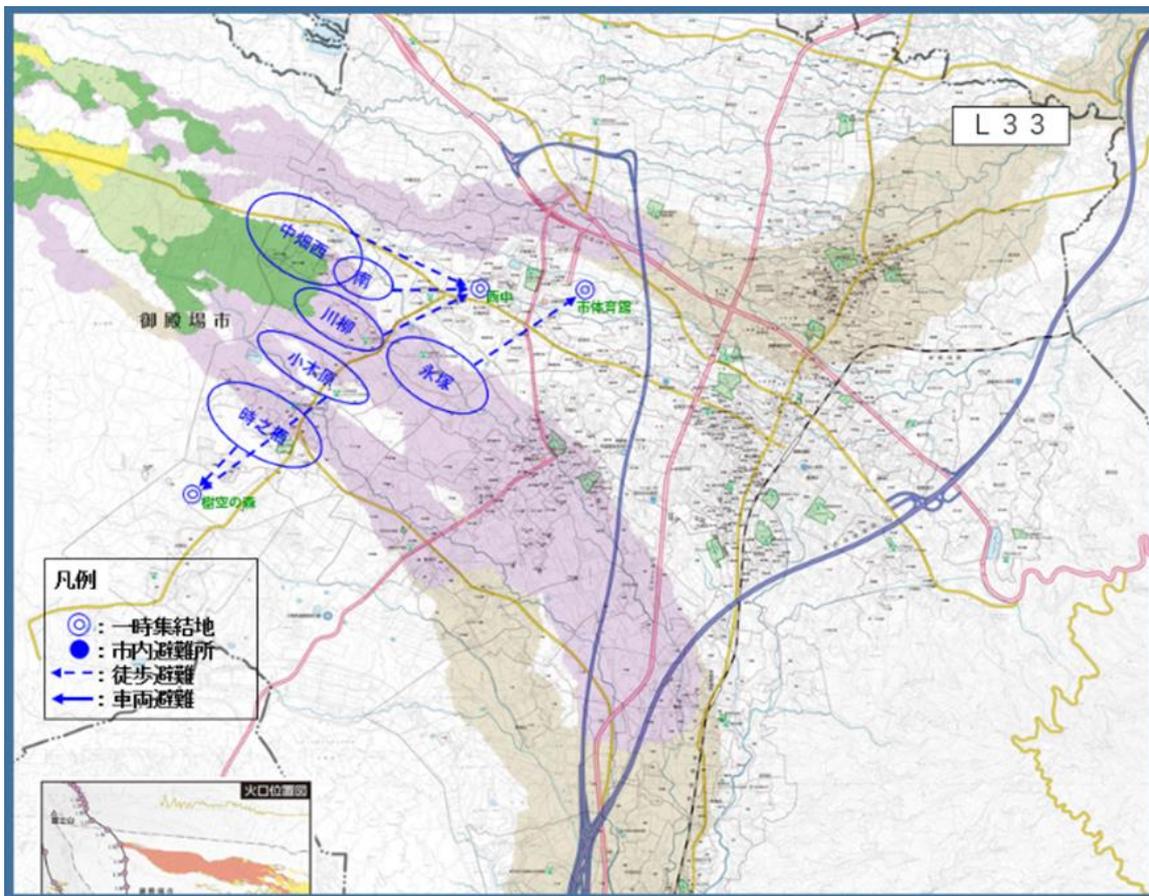
(P 5 3 図 7 - 3) 流下パターンA 対象となる区及び避難先 (一例)



(P54表7-5) 流下パターンB対象となる区及び避難先

避難対象区			一時集結地及び市内避難先候補地
【第4次避難対象エリア】			【一時集結地（避難場所等）】
12時間	玉穂地区	中畑西 川柳、中畑南	→西中 →西中
24時間	印野地区	小木原、時之栖	→樹空の森
	原里地区	永塚	→市体育館
			<p>さらなる避難 </p> <p>【市内避難先候補地】南中、御殿場南小、御殿場南高、鮎沢公民館、YMCA東山荘(体育館)、二の岡地区コミセン、森之腰幼稚園、朝日小、玉穂第1保育園、浄化センター、けやき館</p>
上記の区の避難行動要支援者等			<p>【福祉避難所】 白雪、すずらん</p> <p>【御殿場旅館同業組合】 レンブランドプレミアム富士御殿場、スーパーホテル御殿場Ⅰ号、マースガーデンウッド御殿場、スーパーホテル御殿場Ⅱ号、くれたけ御殿場インター、（ホテル時之栖）</p>

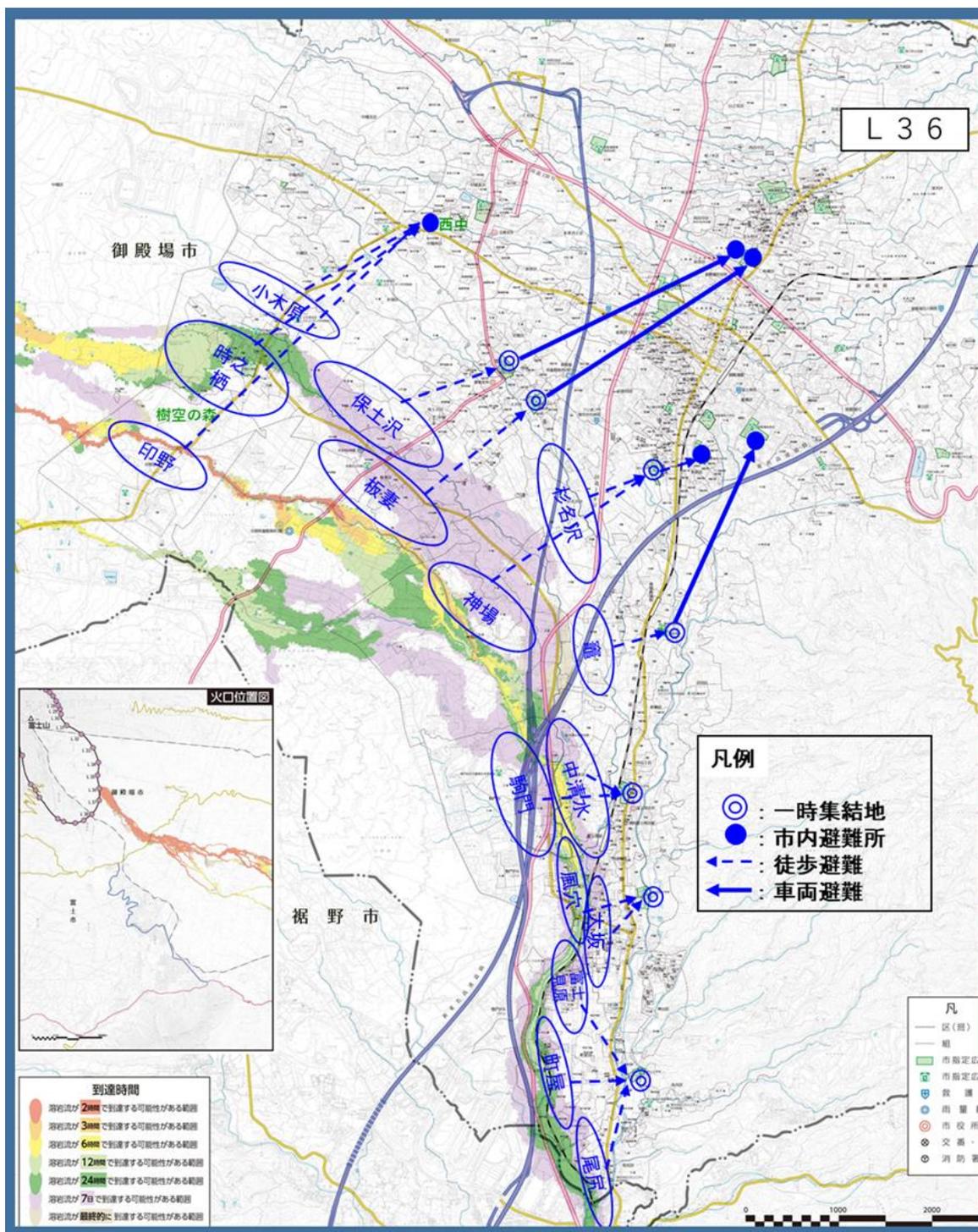
(P 5 5 図 7 - 4) 流下パターンB 対象となる区及び避難先 (一例)



(P56表7-6) 流下パターンC対象となる区及び避難先

避難対象区			一時集結地及び市内避難先候補地
【第3次避難対象エリア】			【一時集結地（避難場所等）】
2時間	印野地区	時之栖、印野	→西中 →原里中 →原里小 →朝日小
	原里地区	板妻	
3時間	原里地区	保土沢 神場	
【第4次避難対象エリア】			さらなる避難 ↓
6時間	印野地区	小木原	
	富士岡地区	駒門、中清水 風穴、大坂 町屋、尾尻	
12時間	原里地区	杉名沢	
	富士岡地区	竈 富士見原	
			【市内避難先候補地】 高根第2保育園、御殿場高、御殿場小、東小、御殿場愛郷報徳会館、富士伊豆農協御殿場地区支部、玉穂小、高根小、高根中、南中、御殿場南小、御殿場南高、鮎沢公民館、YMCA東山荘(体育館)、二の岡地区コミセン、森之腰幼稚園、朝日小、玉穂第1保育園、浄化センター、けやき館、国立中央青少年交流の家
上記の避難行動要支援者			【福祉避難所】 御殿場十字の園、白雪、すずらん 【御殿場旅館同業組合】 レンブランドプレミアム富士御殿場、スーパーホテル御殿場Ⅰ号、マースガーデンウッド御殿場、スーパーホテル御殿場Ⅱ号、くれたけ御殿場インター、（ホテル時之栖）

図7-5 流下パターンC 対象となる区及び避難先（一例）



イ 第5・6次避難対象エリアの避難（RTHM又は既存の溶岩流ドリルマップを使用した避難）（P58）

第5・6次避難対象エリアの住民は、県からのパターン避難の情報発表後、避難準備し避難に備える。

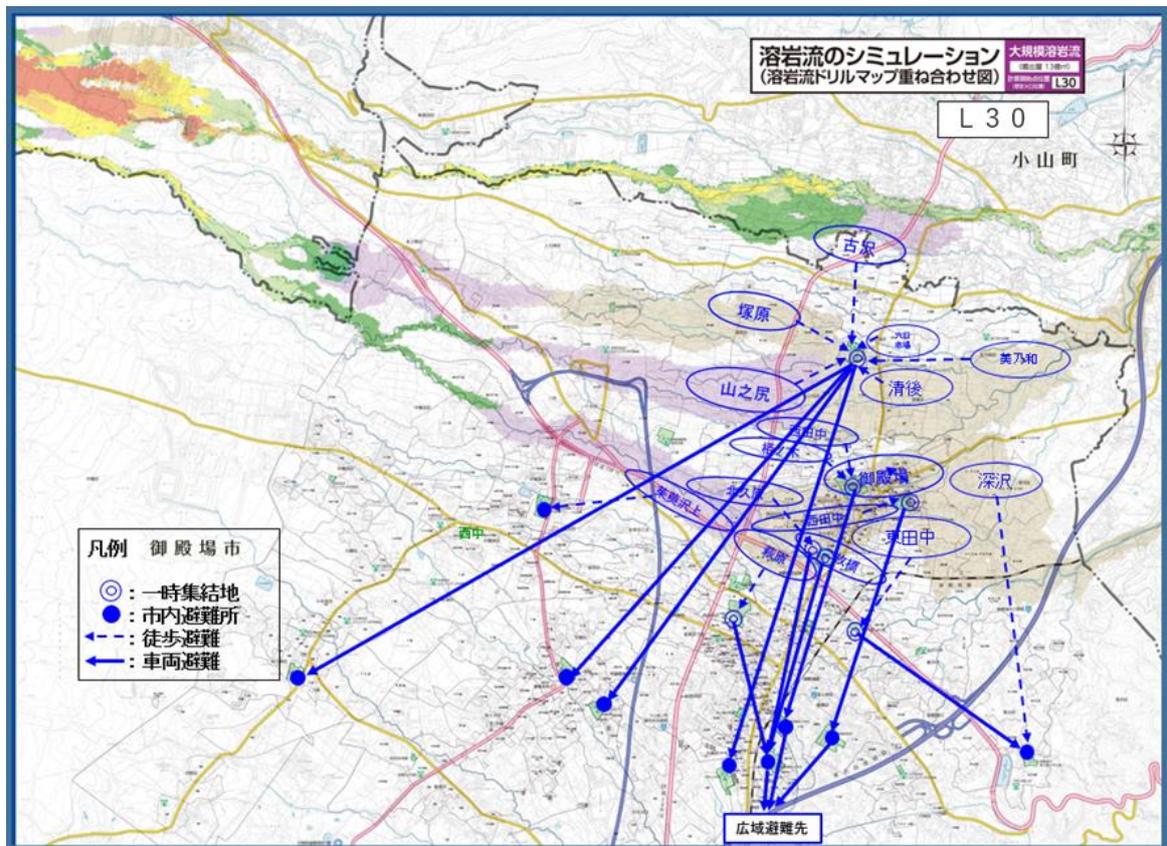
市は国交省からリアルタイムハザードマップ（RTHM）もしくはRTHMが発表されるまでの間は既存の溶岩流ドリルマップを基に影響のある区に対して避難指示を発令する。

※ 流下パターンA，B，Cから延長した場合の避難方法について（P58～）

(P59表7-7) 流下パターンAから延長 対象となる区及び避難先

避難対象区		一時集結地及び市内避難先候補地
【第5次・第6次避難対象エリア】		【一時集結地（避難場所等）】
2日～7日	高根地区	塚原 古沢、六日市場 清後、美乃和 →高根中 →高根小 →高根小
	御殿場地区	御殿場、西田中 東田中の一部 北久原 萩原 二枚橋 東田中 深沢 →御殿場高 →東小 →御殿場中 →中央公園 →御殿場小 →東田中富士見公園 →YMC A東山荘
	玉穂地区	茱萸沢上 中畑西 中畑南 →玉穂小 →西中 →西中
8日～57日	御殿場地区	栢ノ木 →御殿場高
		さらなる避難 
		【市内避難先候補地】 教育支援センター、印野小、樹空の森、駒門地区児童厚生体育施設、中畑西区コミセン、竈幼稚園、富士岡小、富士岡中、原里小、原里中、神山小、神山地区生涯学習センター、南中、御殿場南小、御殿場南高、鮎沢公民館、YMC A東山荘(体育館)、二の岡地区コミセン、森之腰幼稚園、朝日小、玉穂第1保育園、浄化センター、けやき館、国立中央青少年交流の家、裾野市の避難所(要協議)、広域避難先の避難所(要協議)
上記の避難行動要支援者		【福祉避難所】 富岳の園、富岳の郷、オレンジシャトー富岳、さくら学園、野菊料、白雪、すずらん 【御殿場旅館同業組合】 レンブランドプレミアム富士御殿場、スーパーホテル御殿場Ⅰ号、マースガーデンウッド御殿場、スーパーホテル御殿場Ⅱ号、くれたけ御殿場インター、(ホテル時之栖)

(P60 図7-6) 流下パターンAから延長 対象となる区及び避難先(一例)



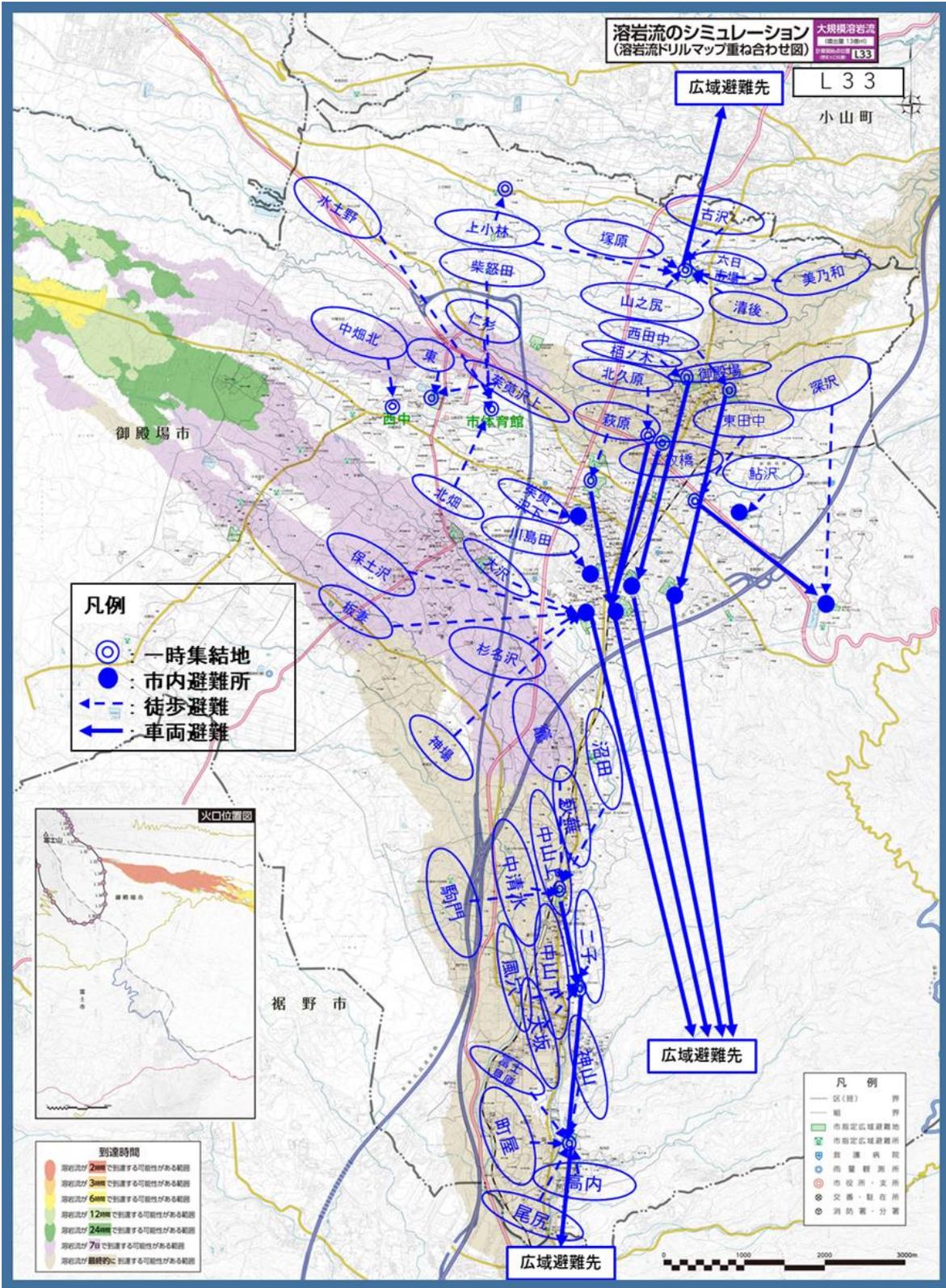
(P61表7-8) 流下パターンBから延長 対象となる区及び避難先

避難対象区		一時集結地及び市内避難先候補地		
【第5次・第6次避難対象エリア】		【一時集結地（避難場所等）】		
2日 ～ 7日	高根地区	水土野、柴怒田 上小林 塚原、山之尻 六日市場、清後	→市体育館 →上小林公民館又は高根中 →高根中 →高根小	
	御殿場地区	仁杉	→市体育館	
		西田中	→御殿場高、東小、御殿場小	
		御殿場	→御殿場高、東小	
		北久原	→御殿場中	
	玉穂地区	萩原	→中央公園	
		中畑北	→西中	
	原里地区	中畑東、茱萸沢上	→玉穂小	
		北畑	→市体育館	
	富士岡地区	保土沢、大沢、板妻 杉名沢、神場	→朝日小	さらなる避難 ↓
		竈、沼田、萩蕪、中 山上、駒門、中清水	→富士岡小	
	8日 ～ 57日	高根地区	中山下、二子	
古沢、美乃和			→高根小	
御殿場地区		栢ノ木	→御殿場高	
		二枚橋	→御殿場小	
		東田中	→東田中富士見公園	
		鮎沢	→鮎沢公民館	
玉穂地区		深沢	→YMCA東山荘	
		茱萸沢下	→玉穂第1保育園	
原里地区		川島田	→森之腰公民館	
富士岡地区		風穴、大坂	→富士岡中	
		富士見原、町屋、尾 尻神山、高内	→神山小	
		【市内避難先候補地】南中、御殿場南 小、御殿場南高、鮎沢公民館、YMCA 東山荘(体育館)、二の岡地区コミセン、 森之腰幼稚園、朝日小、玉穂第1保育 園、浄化センター、けやき館、西中、 広域避難先の避難所（要協議）		
上記の区の避難行動要支援者等		【福祉避難所】 白雪、すずらん 【御殿場旅館同業組合】		

	レンブランドプレミアム富士御殿場、スーパーホテル御殿場Ⅰ号、マースガーデンウッド御殿場、スーパーホテル御殿場Ⅱ号、くれたけ御殿場インター、(ホテル時之栖)
--	---

※ 第5・第6次対象エリアの人数は多く、市内に最も大きく影響を及ぼす可能性がある。溶岩流ドリルマップの大規模の想定避難者数が最も多くなり、市内の開設可能な避難所数が最も少ないことから、他市町へ広域避難が必要となる可能性が高い。

(P 6 3 図 7-7) 流下パターンBから延長 対象となる区及び避難先 (一例)

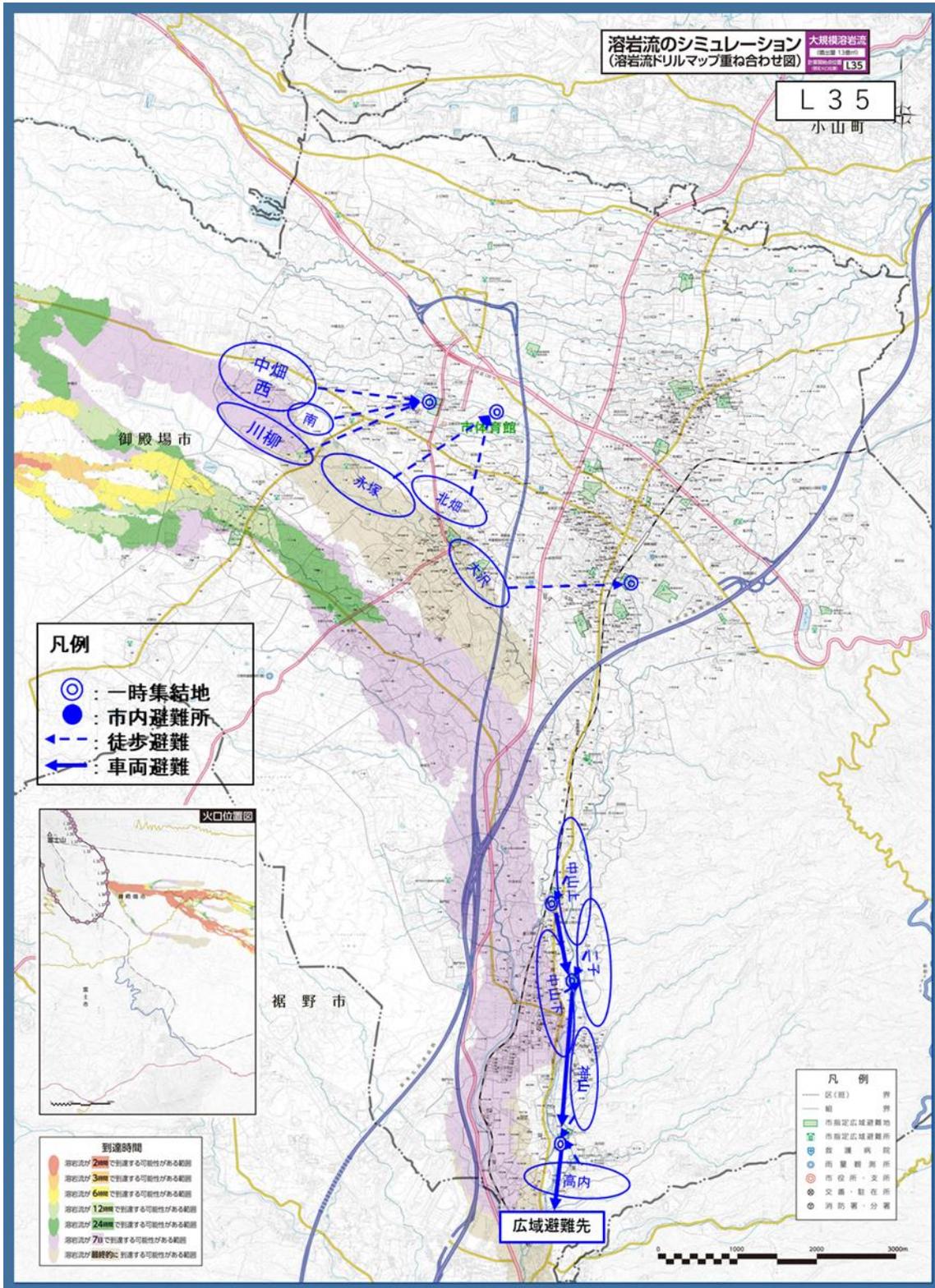


(P64表7-9) 流下パターンCから延長 対象となる区及び避難先

避難対象区		一時集結地及び市内避難先候補地	
【第5次・第6次避難対象エリア】		【一時集結地（避難場所等）】	
2 日 ～ 7 日	玉穂地区	中畑西、川柳、中畑南	→玉穂小
	富士岡地区	中山下 高内	→富士岡中 →神山小
8 日 ～ 57 日	原里地区	永塚、北畑	→市体育館
		大沢	→御殿場南小
	富士岡地区	中山上	→富士岡小
		二子	→富士岡中
		【市内避難先候補地】 高根第2保育園、御殿場高、御殿場小、東小、御殿場愛郷報徳会館、富士伊豆農協御殿場地区支部、玉穂小、高根小、高根中、南中、御殿場南小、御殿場南高、鮎沢公民館、YMCA東山荘(体育館)、二の岡地区コミセン、森之腰幼稚園、朝日小、玉穂第1保育園、浄化センター、けやき館、国立中央青少年交流の家、小山町の避難所（要協議）、広域避難先の避難所（要協議）	
上記の避難行動要支援者		【福祉避難所】 御殿場十字の園、白雪、すずらん 【御殿場旅館同業組合】 レンブランドプレミアム富士御殿場、スーパーホテル御殿場Ⅰ号、マースガーデンウッド御殿場、スーパーホテル御殿場Ⅱ号、くれたけ御殿場インター、（ホテル時之栖）	



(P 6 5 図 7 - 8) 流下パターンCから延長 対象となる区及び避難先 (一例)



(9) 避難所の開設・運営(P 6 9) (P 7 0表7-15)

避難所の開設は、支援する区が、「噴火警戒レベル3」発表後、避難所の開設を準備し、噴火警戒レベルや噴火後の溶岩流流下範囲の避難状況に応じて、順次避難所を開設する。

避難所運営については、溶岩流が到達しない区の支援を得て避難する自主防災会により実施する。

(P 7 0表7-15) 開設する避難所及び避難支援区

番号	管理支部	施設名	パターン区分	避難実施区	避難支援区
1	御殿場	御殿場高等学校	A B	御殿場、西田中、栢ノ木	御殿場、西田中、深沢、栢ノ木
2		御殿場小学校	A B	二枚橋、萩原	萩原、二枚橋、西田中
			C	板妻	
3		南中学校	A B	二枚橋、萩原、北久原	永原
			C	杉名沢、神場	
4		御殿場南小学校	AB	御殿場、西田中、栢ノ木	森之腰、川島田(稲谷)、新橋(駅周辺)
			C	大沢	
5		御殿場南高等学校	A B	御殿場、西田中、東田中	新橋(駅東)、二の岡
			C	竈	
6		鮎沢公民館	B	鮎沢	鮎沢
7		YMCA 東山荘	A	深沢、東田中	東山、二の岡
	B		深沢		
	C		時之栖、印野、保土沢 板妻、神場の要支援者		
8	東山青少年広場	避難の状況による。		東山	
9	馬車道公園	避難の状況による。		湯沢、二枚橋	
10	東小学校	A B	御殿場、西田中、東田中	御殿場、西田中、深沢 東田中、東山	
11	東田中富士見公園	A B	東田中	東田中	

12	二の岡	二の岡地区コミュニティ供用施設	避難の状況による。		二の岡
13		中央公園	A B	萩原、西田中	新橋、萩原、西田中 茱萸沢下
14		御殿場愛郷報徳会館	避難の状況による。		仁杉、北久原
15		けやきかん	避難の状況による。		新橋
16		市民会館	避難の状況による。		萩原
17		御殿場中学校	A B	萩原、北久原	北久原
			C	保土沢	北久原
18	富士岡	竈幼稚園	C	竈	竈、沼田、萩蕪
19		富士岡小学校	B C	竈、沼田、萩蕪、中山 上駒門、中清水	中山下、中山上、中清水
20		富士岡中学校	B C	大坂、中山下、風穴、 二子	大坂、中山下、風穴 二子
21		神山小学校	B C	神山、高内、尾尻、町 屋、富士見原	神山、高内、尾尻 町屋、富士見原
22		神山地区生涯学習センター	避難の状況による。		高内、尾尻
23		駒門地区児童厚生体育施設	避難の状況による。		駒門
24		浄化センター	避難の状況による。		竈、沼田、萩蕪
25	原里	原里小学校	A	上小林、塚原、山之 尻、古沢、六日市場 清後、美乃和	保土沢、永塚、北畑、大 沢
			C	保土沢	
26		原里中学校	A	上小林、塚原、山之 尻、古沢、六日市場 清後、美乃和	川島田、北畑、大沢 杉名沢、神場
			C	板妻	
27		森之腰幼稚園	B	川島田	森之腰、川島田
28		教育支援センター	避難の状況による。		板妻
29		朝日小学校	A	上小林、塚原、山之 尻、古沢、六日市場 清後、美乃和	杉名沢、川島田、森之 腰、矢崎

			BC	保土沢、板妻、大沢 杉名沢、神場	
30	玉穂	富士伊豆の国JA	避難の状況による。		茱萸沢上、湯沢
31		玉穂第1保育園	B	茱萸沢下	茱萸沢下
32		玉穂小学校	AB	中畑東、茱萸沢上	中畑北、中畑東、中畑南、茱萸沢下、茱萸沢上
33		中畑西地区コミュニティ供用施設	避難の状況による。		中畑西、川柳
34		市体育館	A	水土野、柴怒田、仁杉	茱萸沢上、茱萸沢下 中畑東、中畑南
	B		永塚、北畑、柴怒田 仁杉		
	C		北畑、永塚		
35	西中学校	A	中畑北、中畑東	中畑東、中畑北 中畑南、中畑西、川柳	
		B	中畑西、川柳、中畑南 中畑北		
		C	小木原、時之栖、印野		
36	印野	印野小学校	A	上小林、塚原、山之尻、古沢、六日市場 清後、美乃和	小木原、時之栖、印野
37		樹空の森	B	小木原、時之栖	印野
38	高根	高根小学校	AB	六日市場、美乃和、清後、古沢	塚原、六日市場 美乃和、清後、古沢
39		高根第2保育園	避難の状況による。		柴怒田、上小林、水土野
40		高根中学校	AB	上小林、塚原 山之尻	上小林、塚原 山之尻

(10) 広域避難(P 7 2)

市は噴火警戒レベル3発表から広域避難に向け準備を実施する。

広域避難は、第5次避難対象エリアまで影響が及ぶと判断した場合、または市内で安全な避難所等の確保や避難者の収容が困難であると判断した場合、県等と広域避難について協議の上、実施する。

その際には駿東二市一町災害対策協議会（御殿場市、裾野市、小山町）、富士山ネットワーク会議（富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町）、東部相互応援協定と連携した避難を検討する。

3 火砕流・火災サージからの避難(P 7 8)

4 大きな噴石からの避難(P 7 8)

5 融雪型火山泥流からの避難(P 7 9)

6 降灰・小さな噴石からの避難(P 8 1)

7 登山客・観光客への対応(P 8 7)

当市の場合一日平均3万7千人余の県下で3番目に多い人数の観光交流客数があることから、市民との避難（避難行動要支援者がレベル4で避難開始）の重複を避けるため観光客等に対してレベル3での帰宅の呼びかけを実施する。

第8章 避難経路の堆積物（降灰等）の除去

1 除灰等に係る対応方針(P 8 9)

降灰により避難車両や緊急通行車両などの移動が妨げられ、実施すべき避難対策が円滑に実施されないといった影響が想定される。

そのため、道路管理者は避難車両や緊急自動車の通行、資機材や物資の輸送が円滑に実施出来る様、関係機関等と連携し、通行ルートを確保するため、作業の安全を確保した上で除灰作業等を実施する。

2 避難経路の除灰等の実施(P 9 0)

噴火状況判明後、災害対策本部で流下パターンや溶岩流ドリルマップ等を参考に避難対象区が決定され、避難対象区から避難所までの避難経路を選定する。それに基づき、優先除灰路線を決め関係機関と共有する。

災害協定協力業者へ優先除灰路線を指示し、除灰作業等を依頼する。

また、状況により派遣自衛隊等による除灰作業を依頼する。

3 火山灰等の処分(P 9 1)

第 9 章 警戒区域の設定 (P 9 2)

噴火が切迫している又は噴火が継続中の場合、住民等が避難した後の避難対象地区に対して、住民等が立ち入ることによる人的被害を防ぐためにも警戒区域を設定する。市は災害対策基本法第 6 3 条第 1 項による警戒区域について合同会議から助言を受け設定する。

市は自衛隊、県、近隣市町、御殿場警察署及び消防、各路線の道路管理者等と協力し警戒区域の設定に伴う交通規制を実施する。

また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

第 1 0 章 道路交通規制

1 趣 旨 (P 9 3)

火山災害に係る道路交通規制の実施目的は、(表 1 0 - 1) に示すとおりである。

警察及び道路管理者は、噴火警戒レベルに応じて (表 1 0 - 2) に示す実施基準により交通規制を実施する。

2 道路使用に関する調整 (P 9 4)

第 1 1 章 避難後の対応

1 避難者の健康管理 (P 9 5)

2 一時帰宅措置の対応 (P 9 5)

3 宿泊施設等への避難の検討 (P 9 5)

4 被災者への住宅供給 (P 9 5)

5 警戒区域、避難指示の解除等 (P 9 7)

市は、警戒区域の縮小又は解除を判断・決定するに当たり、合同会議において、関係機関と協議する。また、警戒区域を縮小または解除することを同報無線、緊急速報メール、ほっとメール、富士山 G O G O エフエム等を活用し住民等に周知する。

第 1 2 章 区・区民の行動基準 (P 9 8)

1 区 (自主防災会) としての行動手順 (P 1 0 1)

2 区民の行動基準 (P 1 0 2)

第 1 3 章 区・区民としての検討事項 (P 1 0 3)

(富士山火山防災として各区で実施しておくべき事項)